

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告をいたします。

議案第76号 岩国市税条例の一部を改正する条例

議案第81号 岩国市ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結について

議案第86号 字の区域の変更について

議案第87号 字の区域の変更について

以上4議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第1号 民主主義と地方自治を尊重して沖縄県との誠意ある話し合いを行うよう求める意見書を提出することについて

請願第2号 集团的自衛権関連法案の今国会での成立を強行せぬよう求める意見書を提出することについて

以上2件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告をいたします。

議案第76号 岩国市税条例の一部を改正する条例の審査については、討論において、一部委員から「マイナンバー法の施行に伴う市税条例の改正については、情報管理が万全の体制でない状況においては、個人情報がかちんと守られていると安心できる状況ではないため反対である」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 岩国市ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結についての審査におきまして、委員中から、「落札者の決定に係る入札審査会が3月9日に開かれたとのことだが、議会日程との関連はどのように考えていたのか」との質疑があり、当局より、「入札審査会のスケジュールは以前から決まっていたこと、3月定例会で本件に係る具体的な提案をしているものではなかったこと、審査会当日の一般質問による日程への影響はないものと考えられたことなどから、審査会日程を延期する状況にないという判断のもと、予定どおり開催したものである」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「この入札が一般競争入札であった場合は、調査基準価格や判断基準額というものがあるが、今回の入札において、入札価格が安かった業者の入札結果についてはいかがであったか」との質疑があり、当局より、「入札価格が安かった業者は、技術提案において基礎審査項目を満たしており、入札価格は予定価格の範囲内であるが、提出された入札書のうち、運営管理業務部分の入札価格については、低入札価格調査基準額を下回っていた」との答弁がありました。

また、委員中から、「入札結果等について、市民に対してきちんと説明しているのか」との質疑があり、当局より、「施設が建設される地域の自治会連合会に対しては、経過を説明している。また、市民に対しては、市のホームページの中に新ごみ焼却施設の建設工事についてというページを設けて、その中で、入札公告、入札結果、審査講評等をお知らせしている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「地元への説明を実施する中で、どういう反応であったか」との質疑があり、当局より、「地元の方々には、何より安心・安全で安定した稼働がなされること、また環境への配慮等がなされることについて、特に関心を持っておられるものと感じている」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「提案内容について、市民に対してわかりやすい説明はできないのか」との質疑があり、当局より、「今年度を実施する実施設計において提案された技術内容

を反映するとともに、運営に当たっても提案内容を実現していく中で、市民の皆様に、この選定でよかったんだと御理解いただけるように努力したい」との答弁がありました。

本議案につきましては、討論において、一部委員から、「岩国市にとっては大きな事業となり、慎重な審査が必要なことから、継続審査にすべき」という意見と「審議の中で疑念が払拭できなかったので反対である」という意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。